## 令和4年台風14号により被害を受けられた皆さまへ

このたびの台風により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

## 被害のご連絡先

弊組合、最寄りの取扱代理所におきまして、お客さまからの被害に関する、ご連絡・お問い 合わせ・ご相談を承っています。

受付時間 組 合: 午前 8 時 45 分~午後 5 時 30 分 匝 092-622-8071

取扱代理所 : 午前9時~午後5時

## 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内(令和4年9月18日現在)

このたびの大雨による被災について、県内の下記地域に災害救助法が適用されました。 弊組合では、適用された地域で、ご契約をいただいている皆さまを対象に「継続契約 の締結手続き」ならびに「共済掛金のお支払い」につきましては、一定の猶予期間 を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、弊組合または取扱代理所にお問い合わせください。

災害救助法適用市町村	法適用日	猶予期間
	令和 4 年 9 月 1 8 日 (日曜日)	令和4年11月30日(水曜日)

筑紫野市(ちくしのし) 春日市 (かすがし) 大野城市 (おおのじょうし) 宗像市(むなかたし) 太宰府市(だざいふし) 古賀市(こがし) 福津市 (ふくつし) うきは市 (うきはし) 宮若市 (みやわかし) 嘉麻市(かまし) 朝倉市(あさくらし) みやま市(みやまし) 糸島市(いとしまし) 糟屋郡宇美町 (かすやぐんうみまち) 糟屋郡篠栗町 (かすやぐんささぐりまち) 糟屋郡志免町 (かすやぐんしめまち) 糟屋郡須恵町 (かすやぐんすえまち) 糟屋郡新宮町 (かすやぐんしんぐうまち) 糟屋郡久山町 (かすやぐんひさやままち) 糟屋郡粕屋町 (かすやぐんかすやまち) 遠賀郡芦屋町 (おんがぐんあしやまち) 遠賀郡水巻町 (おんがぐんみずまきまち) 遠賀郡岡垣町 (おんがぐんおかがきまち) 遠賀郡遠賀町 (おんがぐんおんがちょう) 鞍手郡小竹町

(くらてぐんこたけまち)

鞍手郡鞍手町

(くらてぐんくらてまち)

嘉穂郡桂川町

(かほぐんけいせんまち)

朝倉郡筑前町

(あさくらぐんちくぜんまち)

朝倉郡東峰村

(あさくらぐんとうほうむら)

三井郡大刀洗町

(みいぐんたちあらいまち)

三瀦郡大木町

(みづまぐんおおきまち)

八女郡広川町

(やめぐんひろかわまち)

田川郡香春町

(たがわぐんかわらまち)

田川郡添田町

(たがわぐんそえだまち)

田川郡糸田町

(たがわぐんいとだまち)

田川郡川崎町

(たがわぐんかわさきまち)

田川郡大任町

(たがわぐんおおとうまち)

田川郡赤村

(たがわぐんあかむら)

田川郡福智町

(たがわぐんふくちまち)

京都郡苅田町

(みやこぐんかんだまち)

京都郡みやこ町

(みやこぐんみやこまち)

築上郡吉富町(ちくじょうぐんよしとみまち)築上郡上毛町(ちくじょうぐんこうげまち)築上郡築上町(ちくじょうぐんちくじょうまち)

## [特別措置の内容]

1. 共済掛金の払込猶予

災害救助法の適用日から一定期間、被災契約者が払い込むべき共済掛金の払込について、猶予いたします。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

災害救助法の適用日以降に共済責任を開始する継続契約について、契約の継続手続きが一定期間内に行われた場合は、前契約と同一の契約条件による継続契約が前契約の満期日をもって成立したものとします。

以上